

議案第4号

かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例

かすみがうら市監査委員条例（平成17年かすみがうら市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「期日等」を「期日の通知」に改め、同条第1項中「監査は、毎年10月に行う」を「監査を行うときは、その期日の7日前までに監査の対象となる機関に通知するものとする」に改め、同条第2項を削る。

第6条を次のように改める。

（臨時監査等の期日の通知）

第6条 監査委員は、法第199条第2項及び第5項の規定による監査を行うときは、その期日の7日前までに監査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 監査委員は法第199条第7項及び第235条の2第2項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第27条の2第1項の規定による監査を行うときは、その期日の7日前までに監査の対象となるもの及び関係機関に通知するものとする。ただし、特別の理由があ

ると認めるときは、この限りでない。

第7条中「及び第7項並びに第235条の2第2項」を「、同条第7項及び第235条の2第2項並びに公企法第27条の2第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(請願の処理)

第7条の2 監査委員は、法第125条の規定による議会からの請願の送付を受けたときは、90日以内に処理しなければならない。

第9条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）」を「公企法」に、「60日」を「90日」に改める。

第10条中「60日」を「90日」に改める。

第11条中「本文又は第8項後段」を「若しくは第8項後段又は公企法第34条」に、「30日」を「60日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。